

社会福祉法人仁生社 役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁生社(以下「この法人」という。)の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員等とは、評議員及び評議員選任解任委員をいう。

2 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事長及び常勤役員の報酬は、別表に定める金額の範囲内とする。

3 理事長・常務理事以外の理事に対する報酬は別表に定める金額とする。事業全体の業績により、別表に定める金額の範囲内で賞与を支給することができる。

4 役員が理事長の命を受け、出張・研修等を行う場合の報酬及び入札等に立ち会う場合の報酬は別表に定める金額とする。

5 監事についての報酬は別表に定める金額とする。

6 理事長及び常務理事の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

7 評議員の報酬は別表に定める金額とする。

8 評議員選任解任委員の報酬は別表に定める金額とする。

(定例報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長及び常務理事の定例報酬月額及び賞与額(以下「定例月額報酬等」という。)は、別表の金額の範囲内で理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

(定例報酬等の支給)

第5条 定例報酬等の支給日、支給方法並びに定例報酬等より控除する額等支給に関

する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 役員が退任したときには、就任期間及び功勞に応じ、理事会の決議により慰労金及び記念品を支給することができる。

2 退職慰労金は、理事長又は常務理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとする。

3 退職慰労金は、退職時の月例報酬に在職年数に応じた一定の支給率を乗じた金額を上限として、理事会の承認を得て決定する。

(費用)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費、宿泊費、その他の必要経費を実費支給する。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(規程の改正)

第8条 この規程を改正しようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表

役職等		報酬等の上限額・報酬額
理事長	年間総額	1,500万円までの範囲内
常務理事	年間総額	1,200万円までの範囲内
役員	理事会出席1回につき	22,274円
理事長・常務理事以外の理事・監事	出張・研修等を行う場合 1日につき	33,411円
	入札等に立ち会う場合 1回につき	22,274円
監事	監事監査1回につき (公認会計士である監事 の場合1回につき)	33,411円 (55,685円)
評議員	評議員会出席1回につき	22,274円
	出張・研修等を行う場合 1日につき	33,411円
評議員選任解任委員	評議員選任解任委員会出席1回につき	22,274円